

合意書

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

甲 [REDACTED]

千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2

乙 白子町

代表者 白子町長石井和芳

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

丙 小高 [REDACTED]

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

丁 林 [REDACTED]

甲、乙、丙及び丁は、後記する千葉地方裁判所令和4年（行ウ）第32号損害賠償等請求事件（以下、本件という。なお、甲は同事件の原告であり、乙は同事件の被告、丙と丁は同事件の補助参加人である。）について、下記のとおり、訴訟外で合意した。

1 丙は、乙に対し、本件の不当利得返還債務として金281万4634円並びにうち金241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払い義務のあることを認めること。

2 丙は、乙に対し、前項の金員を、令和6年7月8日限り、乙が指定した下記貯金口座に振込んで支払う。この振込手数料は、丙の負担とする。

長生農業協同組合 白子支所 普通貯金

口座番号 3308384

口座名義人 白子町会計管理者 三橋久美子（ミツハシクミコ）

3 甲、乙及び丙は、乙と丙との間には、本件について、この合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 丙は、丙及びその父である小高 [REDACTED] が、長年にわたり、使用料等を支払うことなく、白子町の行政財産である白子町役場庁舎等に自動販売機を設置していたこと等について、遺憾の意を表明する。

5 丁は、第4項記載の行為に関し、当時の白子町町長として、白子町が丙及び小高 [REDACTED] から当該使用料等を徴収しなかったこと等について、遺憾の意を表明する。

6 白子町は、地方公共団体として、法律ないし条例等に従って適切に行政財産の管理及び処分を行い、再発防止に努めることを表明する。

7 甲は、丙が、第1項の義務を、第2項の方法で履行した場合には、本件訴えを取り下げ、乙の代表者である石井和芳はこれに同意し、丙及び丁はこれに異議を述べない。

8 本件の訴訟費用は、各自の負担とする。

（事件の表示）

甲が、乙の代表者である白子町長石井和芳に対して、千葉地方裁判所に地方自治法242条の2第1項4号に基づいて訴訟を提起し、同裁判所に、同裁判所令和4年（行ウ）第32号損害賠償等請求事件として係属したが、その事件の内容は、次

のとおりである。なお、丙と丁は、上記訴訟に補助参加をした。

1 甲の求めた判決

甲は乙の代表者である白子町長石井和芳に対し、丙及び丁に対し、下記金員を支払うよう請求せよ。

(1) 丙に対し、4552万9829円並びにうち金2669万1012円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金296万5668円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金

(2) 丁に対し、4434万6820円並びにうち金2669万1012円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金182万6028円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員

2 その請求の原因

(1) 丙及びその父である小高 [REDACTED] は、昭和56年頃から使用料を支払うことなく下記(2)記載の自動販売機を設置し、平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に、上記「1(1)」記載の金員を不当に利得したので、これを乙に返還すべき義務がある。

丁は、上記のことに関し当時の白子町長として在任中、丙及び小高 [REDACTED] から当該使用料等を徴収せず、平成14年4月1日から令和3年6月18日まで間、上記「1(2)」記載の金員相当の損害を与えたので、不法行為としてこれを乙に賠償すべき義務がある。

(2) 自動販売機の表示

ア 白子町役場庁舎内に設置された自動販売機2基

ただし、千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2 所在の建物内の 3.

6 m² の建物部分

イ 白子町青少年センターに設置された自動販売機1基

ただし、千葉県長生郡白子町関 5038 番地の 1 所在の建物内の 1.

8 m² の建物部分

ウ 白子町国民体育館に設置された自動販売機1基

ただし、千葉県長生郡白子町関 92 番地所在の土地上の 1. 8 m² の土地部分

甲・乙・丙・丁は、本書の成立を証するため、本書を4通作成し、各1通を保管する。

令和6年6月25日

千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階

市民の法律事務所

甲代理人 弁護士 及川智志 [REDACTED]

千葉県千葉市中央区中央3-15-3 朝日プラザマンション4階

双葉法律事務所

乙代理人 弁護士 宮原清貴 [REDACTED]

千葉県千葉市中央区中央4丁目10番16号C I - 22ビル7階

弁護士法人さくら総合法律事務所

丙・丁代理人 弁護士 高橋一弥 [REDACTED]

ご依頼日	令和 年 (月 日)			振込金受取書 (兼手数料受取書)		0 払戻請求書・口座振替による振込受付書 (兼手数料受取書)		
060621								
お振込先	金融機関名	▼漢字 (金融機関名を左詰めでご記入ください。) 長生						▼該当する□に○印をおつけください。 京葉銀行 銀行 信金 信組 貸協 その他
	支店名	▼漢字 (支店名を左詰めでご記入ください。) 白子						支店 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座 4. 証券 9. その他	□ 座番号	3 3 0 8 3 8 4			金額	1 3 0 7 6 5 1 5 百万 □ 千 □
	お受取人	シラコマチカイケイカシリ シャミツハシタミコ						■お受取人へご通知される場合は、この受付書をご利用ください。 ■振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。 ■振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ■やむを得ない事由による通信機器または回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません。
午後2時以降のお振込の場合、先方口座へのご入金は翌営業日となりますのでご了承ください。 当行本支店への振込のために受入れた下記小切手等が不渡となつたときは、その金額の振込を取消し、その小切手等は権利保全の手続をしないで当店においてご返却致します。								
	他手等枚		百万		千		四半期	6. 6. 21 紙
当行をご利用いただきましてありがとうございます。								
ご依頼人 小高 代理人		弁護士 高橋 一弥様						
株式会社 京葉銀行 登録番号: T5040001000008								
現在: 小切手 1枚(印紙)200円 振込金・手数料が 5万円未満は非課税 <払戻請求書・口座振替> 非課税								

元金 2,814,634

小数点以下四捨五入

		始期	終期	利率
うち	2,415,716	2022/7/9 2023/7/8	2024/6/28	5%
		1y 120,786		
		2023/7/9		
		2024/6/28 2024閏年3月6日で計算		
		356日		
		117,486		
遅延損害金合計 1		238,272		
うち	398,918	2022/7/9 2023/7/8	2024/6/28	3%
		1y 11,968		
		2023/7/9		
		2024/6/28 2024閏年3月6日で計算		
		356日		
		11,641		
遅延損害金合計 2		23,609		
1 + 2 合計		261,881		
元金 + 遅延損害金合計		3,076,515		